

裁判員制度の展望

法務委員会 専門員

たむら きみのぶ
田村 公伸

裁判員制度が施行されてから今5月で3年を経過した。既に2万人を超える一般市民が3千を超える裁判に参加し、制度が目指した市民の司法参加が確実に根付きつつある。

多様な生活上の経験や知識をもった市民が刑事裁判に参加し、裁判の進め方・内容にその視点や感覚が反映されていくことによって、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法がより身近なものとなって信頼も一層高まるというのが、制度導入の目的であり考え方であった。しかし、刑事司法の根本的な改革だけに解決すべき難題も多く、必ずしも順調な滑り出しが予想されていたわけではなかった。附則に3年後の見直し規定も置かれたのもそのためだが、裁判員制度に対する国民の関心と支持は予想以上に高く、その立法目的は十分に達成されつつあると評価できよう。裁判所等司法関係者の努力もさることながら、裁判員となった市民の真剣な取組にまず敬意を表したい。したがって、今後の見直しも、抜本的な改革ではなく、指摘された問題点の地道な改善を目指すものになるろう。

口頭審理中心の刑事裁判は、戦後に全面改正された刑事訴訟法が目指した本来の姿である。調書裁判からの脱却はようやく達成しつつあるが、納得して判決できるだけの審理を行うにはどうしても時間がかかる。裁判員に負担をかけないようにするため、証拠の厳選化を始めとして審理の集中化を図る様々な努力工夫がされてきたが、否認事件など真実発見を見極めなければならない事件では、どうしても審理期間は長引く傾向にある。長期化せざるを得ない難事件への対応の在り方が問われている（最高裁のまとめでは、起訴から判決までの平均期間は8.5月。なお審理日数は約8割が5日以内に収まっている）。

特定の犯罪、例えば、性犯罪や傷害致死（特に子どもの虐待死）等については重罰化の傾向が見られる。一般市民の素朴な正義感が反映された結果と思われる。なお、死刑判決については、躊躇されるのではないかと予想に反して減少することはなかった。

対象事件に例外を設けるかは立法時の大きな論点だった。性犯罪もその一つであり、被害者に対する配慮も考えられてはいるが、それを考慮してもなお被害者に裁判員裁判に付するかどうかの選択を認めるべきとの意見も多い。また、例えば薬物密輸事件で無罪判決が相次ぎ、現在の高度化された組織的密輸事件に裁判員裁判はなじまないとの指摘もある。

裁判員の辞退については、柔軟な運用が認められており、実際、候補者の半数以上が辞退している。ただ構成の偏りは生じないか検証は必要であろう。守秘義務については、比較法的にも厳格な遵守が求められており、重い負担の妥当性は検討されるべきではないか。

総じて裁判員による事実認定は適切との評価が高いし、最高裁もこのような裁判員裁判の判断が尊重されるべきことを認めている。しかし、判断の道筋として、真実発見に必要な時間と材料が適切に担保されているかはなお検討の余地があるろう。